

室蘭基署発 0407 第1号
令和 7 年 4 月 7 日

労働災害防止団体 各位

室蘭労働基準監督署長
(公 印 省 略)

安全衛生通信（令和7年4月号）について

労働基準行政の運営につきまして、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、北海道労働局において建設工事着工期労働災害防止運動や個人事業者等の安全衛生対策について特集した「安全衛生通信【令和7年4月号】」リーフレットを作成し、広く周知することといたしました。

つきましては、当該リーフレットを送付いたしますので、貴団体の傘下会員事業場への周知について特段の御配慮をいただきますようお願いいたします。

なお、別添のリーフレットは、次のURL又はQRコードからダウンロードできます。

https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei.html



【担当】

室蘭労働基準監督署 第二方面

電話 0143-48-4451



安全衛生通信

【令和7年4月号】

北海道労働局

建設工事着工期労働災害防止運動 ～「着工期」こそ、安全対策の「質」を決める時期～

取組期間

令和7年4月1日～令和7年6月30日まで
(建設安全週間：5月25日～5月31日)

第14次労働災害防止計画の建設業の 重点取組事項

- ・ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントの取組
- ・ 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく、職場環境の改善の取組
- ・ 転倒災害防止対策の取組
- ・ 外国人労働者に対する母国語による安全衛生教材を使用した教育の実施

※ 厚生労働省HPに外国人労働者向け教材が掲載されております。
当該教材は次のURL又はQRコードからダウンロードできます。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>



※ 上記の運動については、次のURL又はQRコードから実施要綱及びリーフレットをダウンロードできます。

https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen-kankei/saigai/kennsetsugyousaigaiboushi.html



個人事業者等の安全衛生対策について

危険箇所での作業の一部を請け負わせる**一人親方等**や、**同じ場所で作業を行う労働者以外の人**(以下「**個人事業者等**」という)に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、**退避や危険箇所への立入禁止等の措置**を実施することが**令和7年(2025年)4月1日**から事業者に義務付けられました。

なお、**令和5年(2023年)4月1日**から危険有害作業を請け負わせる**個人事業者等**に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、**健康障害を防止するための措置**を実施することが事業者**に義務付けられて**おります。



労働基準局広報キャラクター
「たしかめたん」

重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

事業者の請負人に対する配慮義務や周知義務は、請負契約の相手方に対する義務です。



※赤の矢印が新たに生じる措置義務

※ 上記についての詳細は、次のURL又はQRコードから確認できます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/anzeneisei03_00004.html



この情報の詳細については、管轄の労働基準監督署までお問い合わせください。